火災予防上支障がないと認める構造を有する

キュービクル式の変電設備適合チェック表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目 | 内　　容 | 状　況 | 適合 |
| 外箱 | 材　料 | 鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。 | 材料［　　　　　］ |  |
| 板厚 | 床面以外 | 板厚は、屋内は1.6㎜以上、屋外は2.3㎜以上であること。 | 板厚［　　　　］㎜ |  |
| 床面 | 次のいずれかに該当すること。１　板厚は、屋内は1.6㎜以上、屋外は2.3㎜以上であること。２　コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けられていること。 | 板厚［　　　　］㎜床の構造［　　　　　］ |  |
| 開口部 | 開口部には、防火戸を設けられていること。また、ガラス窓を設ける場合は、網入板ガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。 | ［適・否］ |  |
| 固　定 | 床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。 | ［適・否］ |  |
| 外部露出機器 | 表示灯 | カバーを難燃材料としたものであること。 | ［適・否］ |  |
| 遮断器 | 金属製のカバーを取り付けたものであること。 | ［適・否］ |  |
| 電圧計 | ヒューズ等に保護されたものであること。 | ［適・否］ |  |
| 電流計 | 計器用変成器を介したものであること。 | ［適・否］ |  |
| スイッチ | 難燃材料によるものであること。 | ［適・否］ |  |
| 表示装置 | 裏側を1.6㎜以上の鋼板にて防火上有効に区画したものであること。 | ［適・否］ |  |
| 　上記のほか、周波数計その他操作に必要な計器類、配線の引込み口及び引出し口並びに換気口及び換気装置以外の露出機器がないこと。 | ［適・否］ |  |
| 　上記について、屋外に設ける場合は、雨水等の浸入防止措置が講じられていること。 | ［適・否］ |  |
| すき間 | 　直径10mmの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。 | ［適・否］ |  |
| 配　線 | 電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。 | ［適・否］ |  |
| 機器収納状況 | 外箱の底面からの高さ | 試験端子・端子台等の充電部が外箱の底面から15㎝以上離れていること。 | ［　　　　］㎝ |  |
| 　上記以外の機器は屋内に設ける場合は５㎝以上、屋外に設ける場合は10㎝以上離れていること。 | ［　　　　］㎝ |  |
| 　上記距離が離れていない場合は、同等以上の防水措置を講じていること。 | ［適・否］ |  |
| 電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定すること。 | ［適・否］ |  |
| 換気装置 | 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。 | ［適・否］ |  |
| 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の三分の一以下であること。 | ［適・否］ |  |
| 　自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあっては、機械式換気設備が設けられていること。 | ［適・否］ |  |
| 　換気口には、金網、金属製ガラリ、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。 | 設置装置［］ |  |
| 確認者 |  |

※１　大磯町火災予防条例第11条第１項第３号に規定する「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式」であるか確認するためのチェック表です。

※２　「機器状況」欄には、キュービクルについて記載してください。また、「適合」欄には、適合している場合は「○」、不適合の場合は「×」、非該当の場合は「／」を記入してください。